

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成11年神奈川県規則第74号）

（事務の委任）

第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあっては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長）に委任する。

- （1） 条例第4条第1項及び第2項の規定により、処理計画の届出を受理すること。
- （2） 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、処理計画の変更の届出を受理すること。
- （3） 条例第5条第3項の規定により、土砂の搬出に係る届出を受理すること。
- （4） 条例第6条の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- （5） 条例第7条の規定により、土砂の搬出の完了及び廃止の届出を受理すること。

（処理計画書）

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定による届出は、処理計画書（第1号様式）により行うものとする。

（処理計画書の添付図書）

第3条 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- （1） 建設工事（条例第4条第2項に係る届出にあっては、土砂埋立区域）の位置及び区域を示す図面
- （2） 搬出先の位置及び区域を示す図面
- （3） その他知事が必要と認める図書

2 再生資源利用促進計画（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第2条第2号に規定する再生資源利用促進計画をいい、同令第8条第4項に規定する書面を含む。以下同じ。）を作成した者又はストックヤード運営事業者（ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第2条第3項に規定するストックヤード運営事業者をいう。以下同じ。）が条例第4条第1項又は第2項の規定により届出を行おうとする場合は、前項各号に掲げる図書のほか、処理計画書に再生資源利用促進計画又は同告示第10条第1項の規定によりストックヤード運営事業者が作成する書面（以下「搬出先適正確認記録」という。）を添付することができる。

（処理計画の届出を要しない土砂の搬出等）

第4条 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- （1） 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出
- （2） 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- （1） 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出

- (2) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出
- (3) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

(公共的団体)

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団
 - (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 - (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (4) 独立行政法人水資源機構
 - (5) 独立行政法人空港周辺整備機構
 - (6) 独立行政法人都市再生機構
 - (7) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (8) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (9) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している一般財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めた者
- 2 前項第10号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(処理計画書の記載事項)

第6条 条例第4条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂の搬出先の位置及び区域
 - (2) 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
 - (3) 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 第3条第2項の規定により処理計画書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合にあっては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画書への記載を省略することができる。

(処理計画の変更等)

第7条 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による届出は、届出に係る土砂の搬出をしようとする日の前日までに行わなければならない。

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 搬出する土砂の数量の20パーセント以内の増加又は減少

(2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長(条例第4条第1項に係る土砂の搬出に限る。)

(3) 前条第1項第2号に掲げる事項の変更

4 条例第5条第3項の規定による届出は、処理計画補完書(第4号様式)により、条例第4条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量を超えて土砂を搬出する日の前日までに行わなければならない。

5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域

(2) 搬出する土砂の数量

(3) 土砂を搬出する期間

(4) 前条第1項各号に掲げる事項

6 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第5条第3項の規定により届出を行おうとする場合は、処理計画補完書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画補完書への記載を省略することができる。

(処理結果等報告書)

第8条 条例第7条の規定による届出は、処理結果(廃止)報告書(第5号様式)により行うものとする。

2 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第7条の規定により届出を行おうとする場合は、処理結果(廃止)報告書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、次に掲げる事項のうち当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項と重複すると認められる事項については、処理結果(廃止)報告書への記載を省略することができる。

(1) 建設工事の名称

(2) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域

(3) 搬出した土砂の数量

(4) 土砂を搬出した期間

(5) 搬出先に係る事項

(身分証明書)

第9条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式とする。

(公表)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条の勧告に従わなかった者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(届出書等の提出部数等)

第11条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の図書の部数は、正本1通及びその写し1通とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置に係る法令等の許可等)

2 条例附則第3項に規定する規則で定めるものは、別表第1及び次に掲げるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第3項若しくは第15条第3項の規定に基づく認可又は同法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に基づく許可
- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第8条第1項の規定に基づく許可
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定に基づく許可
- (5) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に基づく許可
- (7) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第7条第3項の規定に基づく認可又は同条例第12条第1項の規定に基づく許可
- (8) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第2条第1項の規定に基づく許可
- (9) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第14条の規定に基づく許可
- (10) 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年平塚市条例第10号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (11) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成6年小田原市条例第27号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (12) 相模原市盛土等の規制に関する条例（平成9年相模原市条例第25号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (13) 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (14) 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年伊勢原市条例第24号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (15) 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年海老名市条例第19号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (16) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年座間市条例第1号）第5条の規定に基づく許可
- (17) 南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年南足柄市条例第21号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (18) 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年葉山町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (19) 大磯町土地埋立て等規制条例（平成9年大磯町条例第1号）第5条第1項の規定に基づく許可

- (20) 中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年中井町条例第3号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (21) 松田町まちづくり条例（平成8年松田町条例第11号）第3条第1項の規定に基づく協議
- (22) 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成4年山北町条例第20号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (23) 愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年愛川町条例第14号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (24) 城山町総合環境保全条例（平成3年城山町条例第32号）第22条の規定に基づく許可
- (25) 津久井町住環境整備条例（平成2年津久井町条例第14号）第20条第1項の規定に基づく許可
- (26) 相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例（平成7年相模湖町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (27) 藤野町土砂等による土地の埋立て、盛土の規制に関する条例（平成3年藤野町条例第21号）第5条の規定に基づく許可

（公共的団体に係る経過措置）

- 3 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第5条の規定による公団の成立の時までの間は、第5条第1項第15号中「都市基盤整備公団」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に設置された神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する標識については、改正後の第17条及び第11号様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第4項の規定は、平成16年7月1日以後に申請する条例第9条第1項に規定する土砂埋立行為の許可について適用する。
- 4 平成16年7月1日前の条例第9条第1項の土砂埋立行為の許可の申請に係る改正後の第12条第12号及び第14条第4項の規定の適用については、改正後の第12条第12号の規定中「申告書」

とあるのは、「申告書（建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、同法第3条第1項の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業の許可に限る。）が必要な者に限る。）」とし、改正後の第14条第4項中「建設業法（昭和24年法律第100号）」とあるのは「建設業法」とする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号、別表第1の17の項及び別表第3の2 擁壁の項(7)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の第5条第1項第15号に規定する土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると認められた者は、改正後の同号に規定する土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等の能力があると認められた者とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第5条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)第9条第1項の許可を受けている者及びこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に同項の許可の申請をし、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の申請及び許可の基準については、改正後の第12条第3号から第5号まで、別

表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請及び許可の基準については、改正後の第15条第1項及び第3項、別表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申請された条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる条例第17条の規定による報告については、改正後の第19条第2項及び第13号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第1項第2号の改正規定を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7号様式の4の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請については、改正後の第8条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第79号）附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例とされる場合における同条例による改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の規定に基づく事務は、改正前の第1条の規定の例により土木事務所長又は治水事務所長に委任する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

処 理 計 画 書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事	公共建築工事
	概 要	民間土木工事	民間建築工事
建設工事又は土砂埋立の位置及び区域			
搬出する土砂の数量		m ³	
土砂を搬出する期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
※ 搬出に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	
		住所又は事務所在地	
		連絡先	
	搬出先の区域が土砂埋立のための許可を要する場合	法令等の名称	
		許可等の時期	年 月 日
許可等の番号		第 号	

(裏)

※ 搬出先に 係る事項	土砂の搬出先の 位置及び区域			
	土砂埋立を 行う者	氏名又は 名称		
		住所又は 事務所 所在地		
		連絡先		
	搬出先の 区域が土 砂埋立に ついて法 令等 の許可 を要す 場合	法令等の 名称		
		許可等の 時期	年 月 日	年 月 日
許可等の 番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項				
連絡 先	部 課 係		電話番号 (内線)	

- 備考 1 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。
- 2 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 3 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 4 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

公共的団体承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、公共的団体の認定を申請します。

1 資本金、基本財産その他これらに準ずるものの出資金の総額

円（ 年 月 日現在）

2 上記のうち、国又は地方公共団体の出資金額

国又は地方公共団体名	出 資 金 額	出資金の総額に対する割合
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
合 計	円	%

3 土砂埋立行為に係る事業の実績

添付書類 1 定款又は寄付行為

2 法人の登記事項証明書

3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

処 理 計 画 変 更 届

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項（第2項、第4項）の規定により、次のとおり届け
 出ます。

建設工 事 の 名 称			
建設工 事 又 は 土 砂 埋 立 区 域 の 位 置 及 び 区 域			
処理計画書届出年月日	年 月 日	受理番号	
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
連 絡 先	部 課 係	電 話 番 号	(内線)

処 理 計 画 補 完 書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名

法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称						
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事	公共建築工事	民間土木工事	民間建築工事	
	概 要					
建設工事又は 土砂埋立区域 の位置及び区域						
搬出する土砂の数量		m ³ （うち、搬出済の土砂の数量 m ³ ）				
土砂を搬出する期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
※ 搬 出 先 に 係 る 事 項	土砂の搬出先の 位置及び区域					
	土砂埋立を 行う者	氏名又は 名 称				
		住所又は 事務所 所 在 地				
		連 絡 先				
	搬出の別		搬出済	未搬出	搬出済	未搬出
	搬出先の土 砂埋立区域 が土砂埋立 区域に該当 する場合は 法令等の 許可等 を要する 場合	法令等の 名 称				
許可等の 期 間		年 月 日		年 月 日		
許可等の 番 号		第 号		第 号		

処理結果（廃止）報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 建設工事の名称			
※ 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域			
処理計画書届出年月日		年 月 日	受理番号
※ 搬出した土砂の数量		m ³	
※ 土砂を搬出した期間		年 月 日 ~	年 月 日
※ 搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称	
		住所又は事務所の所在地	
	土砂の搬出先の位置及び区域		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称	
		住所又は事務所の所在地	
その他参考となる事項			
連絡先	部 課 係		電話番号 (内線)

備考 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

（表）

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 属
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
神 奈 川 県 知 事 印	

（裏）

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。